

事務連絡
平成30年10月5日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

組合等登記令の一部を改正する政令の公布及び施行について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二百七十号。以下「政令」という。）が平成30年9月27日に公布、同年10月1日に施行されました。

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）（以下「改正法」という。）における貸借対照表の公告義務規定の施行を受け、これまで特定非営利活動法人の登記事項として組合等登記令で規定されていた「資産の総額」の項目を削除し、すでになされている登記については、各登記所（法務省所管）において職権による抹消が行われるものです。

各所轄庁におかれましては、特定非営利活動法人への周知方、宜しくお願いいたします。また、事務処理特例制度により管内の市町村に特定非営利活動促進法における権限移譲を行っている所轄庁におかれましては、移譲先市町村への周知も宜しくお願いいたします。

最後に、これらに関連して「平成28年改正法に関するQ&A」を更新いたしましたので、送付させていただきます。また、本Q&Aについては内閣府NPOホームページにも掲載しておりますので、特定非営利活動法人への周知等にお役立ていただけますと幸いです。

記

○組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二百七十号）

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以 上